

第三十一回国 参議院建設委員会會議録第一号

昭和三十三年十二月十一日(木曜日)午前十時五十二分開会

委員氏名

委員長 早川 慎一君
理事 稲浦 鹿藏君
理事 岩沢 忠恭君
理事 武藤 常介君
理事 田中 一君
理事 石井 桂君
理事 上林 忠次君
理事 小山邦太郎君
理事 酒井 利雄君
理事 西岡 ハル君
理事 前田佳都男君
理事 松野 孝一君
理事 山本 利寿君
理事 内村 清次君
理事 小酒井義男君
理事 重盛 壽治君
理事 戸叶 武君
理事 松澤 靖介君
理事 村上 義一君
理事 吉田 萬次君

出席者は左の通り。

委員長 早川 慎一君
理事 稲浦 鹿藏君
理事 岩沢 忠恭君
理事 田中 一君
委員 西岡 ハル君
委員 前田佳都男君
委員 松野 孝一君
委員 山本 利寿君

事務局側

内村 清次君
小酒井義男君
村上 義一君
常任委員 武井 篤君
会専門員

本日の會議に付した案件
○本委員会の運営に関する件
○調査承認要求の件

○委員長(早川慎一君) これより建設委員会を開きます。
まず本日の委員長及び理事打合会について御報告いたします。

委員会の運営について協議を行いました結果、今期国会における定例日は火、木の午前十時とする。住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案については、今月の二十日をもって審議の結了を目途とする。昭和三十四年度建設省関係予算の第一次内示案が出たときは、その説明を聞くために委員会を開会する。来る十六日の委員会は、ただいま当委員会に付託されております、住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案、首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律案について、提案理由を聴取したのち、住宅金融公庫関係改正案の質疑を行う。

以上のごとく決定いたしました。御異議ございませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(早川慎一君) 御異議ないと認めます。

○委員長(早川慎一君) それでは調査承認要求に関する件についてお諮りいたします。
当委員会は、従来より建設事業並びに建設諸計画に関する調査を行なつて参りましたが、今期国会開会中も、前回国会に引き続きまして、本調査を行うこととし、その調査承認要求書本院規則第七十四条の三によりまして、議長に提出したいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(早川慎一君) 御異議ないと認めまして、さよう決定いたします。
なお、要求書の内容は前回の通りとし、手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(早川慎一君) 御異議ないと認めまして、さよう決定いたしました。
それでは本日はこれにて散会いたします。
午前十時五十五分散会

十二月十日日本委員会に左の案件を付託された。
一、首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律案
首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律案

目次

- 第一章 総則(第一条—第三条)
第二章 制限施設(第四条—第十条)
第三章 雑則(第十二条—第十六条)
第四章 罰則(第十七条—第十九条)
附則
第一章 総則

第一条 この法律は、工業等制限区域について、大規模な工場、大学その他人口の増大をもたらす原因となる施設の新設を制限し、もつて既成市街地への産業及び人口の過度の集中を防止することを目的とする。

第二条 この法律で「既成市街地」とは、首都圏整備法(昭和三十一年法律第八十三号)第二条第三項に規定する区域をいう。
第三条 この法律で「作業場」とは、製造業(物の加工業を含み、政令で定める業種に属するものを除く。以下同じ)の用に供する工場の作業場をいう。

第四条 この法律で「教室」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する大学(政令で定める大学を除くものとし、以下単に「大学」という。)又は同法第八十三条第一項に規定する各種学校(政令で定める各種学校を除くものとし、以下単に「各種学校」という。)の教室をいう。
第五条 この法律で「制限施設」とは、一の団地内にある作業場又は教室で、その床面積の合計がそれぞれ基準面積以上であるものをいう。
第六条 この法律で「基準面積」とは、作業場については工場の種類に従つて千六百平方メートル以上で政令で定める面積、大学の教室については二千平方メートル、各種学校の教室については千平方メートルをいう。
第七条 この法律で「学校」とは、大学及び各種学校をいう。
第八条 既成市街地のうち、東京都の特別区、武蔵野市又は三鷹市の区域に属する区域を工業等制限区域とする。ただし、政令で定める区域を除く。

同法第八十三条第一項に規定する各種学校(政令で定める各種学校を除くものとし、以下単に「各種学校」という。)の教室をいう。

この法律で「制限施設」とは、一の団地内にある作業場又は教室で、その床面積の合計がそれぞれ基準面積以上であるものをいう。
この法律で「基準面積」とは、作業場については工場の種類に従つて千六百平方メートル以上で政令で定める面積、大学の教室については二千平方メートル、各種学校の教室については千平方メートルをいう。

この法律で「学校」とは、大学及び各種学校をいう。
既成市街地のうち、東京都の特別区、武蔵野市又は三鷹市の区域に属する区域を工業等制限区域とする。ただし、政令で定める区域を除く。
第二章 制限施設
(新設の制限)
第四条 工業等制限区域内においては、制限施設を新設してはならない。ただし、東京都知事(以下「知事」という。)の許可を受けたときは、この限りでない。

次の各号の一に該当するとき
は、その用途変更、利用、新築及び増築は、制限施設の新設とみなす。
一 制限施設以外の施設(以前に

制限施設であつたことのある施設を除く。)の用途を変更し、又はなんらの用途に供されていない施設(以前に制限施設であつたことのある施設を除くものとし、以下「遊休施設」という。)を製造業又は学校に利用することによつて、その施設を制限施設とするとき。

二 既存の作業場又は教室と同一の団地内において、作業場若しくは教室を新築し、若しくは増築し、又は作業場及び教室以外の施設(以前に制限施設であつたことのある施設を除く。)の用途を変更し、若しくは遊休施設を製造業若しくは学校に利用することによつて、当該既存の作業場又は教室の床面積を増加させる場合において、増加後の作業場又は教室の床面積の合計がそれぞれ基準面積以上のものであるとき。

(適用除外)
第五条 前条第一項ただし書の許可を受けて制限施設を新設した者が、当該制限施設の床面積を増加させる場合には、同条第二項第二号の規定を適用しない。

第六条 一の地域が工業等制限区域となつた際現にその区域内において施行されている工事(用途変更又は遊休施設の利用のための作業を含む。以下同じ。)に係る制限施設の新設については、第四条第一項の規定を適用しない。
2 一の地域が工業等制限区域となつた際現にその区域内に存した作

業場又は教室につき、その後その用途を変更し、若しくはその施設がなんらの用途に供されなくなつた後これを利用してその施設を制限施設とし、又はその床面積を増加させる場合には、第四条第二項第一号の規定を適用せず、また、その地域が工業等制限区域となつた際におけるその作業場又は教室の床面積を同項第二号に規定する床面積の合計に算入しない。
3 前項の規定の適用については、一の地域が工業等制限区域となつた際現に施行されていた工事に係る作業場若しくは教室又は以前に製造業若しくは学校の用に供されていたことがあり、かつ、一の地域が工業等制限区域となつた際現になんらの用途に供されていないかつた作業場若しくは教室は、その地域が工業等制限区域となつた際現に存したものとみなす。
4 一の地域が工業等制限区域となつた際現にその区域内において作業場又は教室を製造業又は学校の用に供していた者であつて、その地域が工業等制限区域となつた日から起算して六箇月以内に政令で定める事項を知事に届け出たものが、当該作業場又は教室の床面積を増加させる場合には、第四条第二項第二号の規定を適用しない。
5 前項の規定の適用については、一の地域が工業等制限区域となつた際現に製造業又は学校の用に供するため作業場又は教室の工事を施行していた者は、その地域が工業等制限区域となつた際現にその作業場又は教室を製造業又は学校の

の用に供していたものとみなす。
6 第二条第二項、第三項又は第五項の規定に基く政令の改正により制限施設の範囲が拡張された場合における必要な経過措置については、前五項の規定に準じて政令で定める。
(許可の申請)
第七条 第四条第一項ただし書の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所
二 制限施設の種類及び作業場にあつては工場の種類
三 制限施設の所在地
四 制限施設の床面積
五 工業等制限区域内に制限施設を新設しようとする理由
2 前項の申請書には、制限施設に係る敷地及び建築物の配置図その他政令で定める書類を添付しなければならない。
(許可の基準)
第八条 知事は、第四条第一項ただし書の許可の申請があつたときは、次の各号の一に該当する場合でなければ、許可をしない。
一 当該制限施設の新設が、工業等制限区域内における人口の増大をもたらすこととならないと認められるとき。
二 当該制限施設の新設によつて、工業等制限区域内における住民又は他の事業者がその生活上又は事業経営上現に受けており、又は将来受けるべき著しい

不便が排除されると認められるとき。
三 工業等制限区域外において申請者が当該申請に係る事業を経営することが著しく困難であると認められるとき。
四 その他政令で定める場合に該当するとき。
2 知事は、第四条第一項ただし書の規定により許可又は不許可の処分をするには、あらかじめ、関係行政機関の長の承認を受けなければならない。
(許可等の承継)
第九条 第四条第一項ただし書の許可を受け、又は第六条第四項(同条第六項の規定に基く政令でこれに準ずる事項が設けられた場合における当該事項を含む。以下同じ。)の届出をした者がその許可又は届出に係る作業場又は教室(これと同一の団地内にある作業場又は教室を含む)をその用に供して製造業又は学校につき事業の譲渡又は学校の設置者の変更が行われた場合において、その譲受人又は新たな設置者が事業の譲渡又は設置者の変更が行われた日から起算して六箇月以内に政令で定める事項を知事に届け出たときは、その者は、当該許可を受け、又は届出をした者の地位を承継する。
2 第四条第一項ただし書の許可を受け、又は第六条第四項の届出をした者につき、相続又は合併が行われた場合において、相続人又は合併後存続し若しくは合併により設立した法人が相続又は合併が行われた日から起算して六箇月以内

に政令で定める事項を知事に届け出たときも、前項と同様とする。
(許可の取消)
第十条 知事は、第四条第一項ただし書の許可を受けた者が、正当な理由がないのに一年以内に許可を受けた制限施設の新設の工事に着手しないときは、その許可を取り消すことができる。
2 知事は、前項の規定により許可を取り消すには、あらかじめ、関係行政機関の長の承認を受けなければならない。
(違反に対する措置)
第十一条 知事は、第四条第一項の規定に違反して新設された制限施設を製造業又は学校の用に供している者に対し、その違反を是正するに必要な限度で、当該制限施設の使用制限を命ずることができる。
第三章 雑則
(立入検査)
第十二条 知事は、第六条第四項の規定による届出があつたとき、又は前条の規定による処分をしようとするときは、その職員に、当該届出又は処分に係る工場又は学校に立ち入り、制限施設その他の物件を検査させることができる。
2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
第十三条 知事は、第十条第一項又

は第十一条の規定による処分をし
ようとするときは、その処分に係
る者に対し、相当な期間において
予告した上、公開による聴聞を行
わなければならない。

2 前項の予告においては、期日、
場所及び事案の内容を示さなければ
ならない。

3 聴聞に際しては、その処分に係
る者及び利害関係人に対し、その
事案について証拠を提示し、意見
を述べる機会を与えなければならない。

(訴訟)
第十四条 この法律の規定による知
事の処分に対し不服のある者は、
内閣総理大臣に訴願を提起するこ
とができる。

2 内閣総理大臣は、訴願の判決を
するにあつては、首都圏整備委
員会及びその他の関係行政機関の
長の意見を聞かなければならな
い。

3 前項に規定するものを除くほ
か、第一項の訴願については、訴
願法(明治二十三年法律第五号)
の定めるところによる。

(国に対する適用)
第十五条 この法律の規定は、前条
及び第四章の規定を除き、国に対
し適用があるものとする。この場
合において、「許可」とあるのは、
「承認」と読み替えるものとする。

(他の法律の適用)
第十六条 この法律は、製造業又は
学校につき、建築基準法(昭和二
十五年法律第二十七号)、学校教
育法その他の関係法律の適用を妨
げるものではない。

第四章 罰則
第十七条 次の各号の一に該当す
る者は、一年以下の懲役若しくは十
万円以下の罰金に処し、又はこれ
を併科する。

一 第四条第一項の規定に違反し
て制限施設を新設した者
二 第十一条の規定による命令に
違反した者

第十八条 次の各号の一に該当す
る者は、三万円以下の罰金に処す
る。

一 第六条第四項又は第九条第一
項若しくは第二項に規定する届
出に關し、虚偽の届出をした者
二 第十二条第一項の規定による
検査を拒み、妨げ、又は忌避し
た者

第十九条 法人の代表者又は法人若
しくは人の代理人、使用人その他
の従業者が、その法人又は人の業
務に關し、前二条の違反行為をし
たときは、行為者を罰するほか、
その法人又は人に対して各本条の
罰金刑を科する。

附則
1 この法律は、昭和三十四年四月
一日から施行する。

2 首都圏整備法の一部を次のよう
に改正する。

第十六条第一項中「委員会の事
務」を「委員会の事務のほか、首
都圏の既成市街地における工業等
の制限に關する法律(昭和 年
法律第 号)の施行に關する事
務」に改める。

第十七条第三項第二号を次のよ
うに改める。
二 首都圏の既成市街地におけ

る工業等の制限に關する法律
の施行に關すること。

十二月十日予備審査のため、本委員会
に左の案件を付託された。

一、住宅金融公庫法及び北海道防寒
住宅建設等促進法の一部を改正す
る法律案

住宅金融公庫法及び北海道防寒住
宅建設等促進法の一部を改正する
法律案

住宅金融公庫法の一部(改正)
住宅建設等促進法の一部を改正
する法律

第一条 住宅金融公庫法(昭和二十
五年法律第五十六号)の一部を
次のように改正する。

第十七条第五項中「補修し、又
は」の下に「当該災害復興住宅の補
修に附随して当該災害復興住宅を
移転し、当該災害復興住宅の建設
若しくは補修に附随してたい積土
砂の排除その他の宅地の整備(以
下「整地」という。)をし、若しく
は」を、「補修又は」の下に「当該災
害復興住宅の補修に附随する当該
災害復興住宅の移転、当該災害復
興住宅の建設若しくは補修に附随
する整地若しくは」を加え、同条
第九項第一号中「土地の造成」の
下に「及び災害復興住宅の建設又
は補修に附随する整地」を加え
る。

第二十一条第三項中「建設に附
随する」の下に「整地若しくは」
を加え、「十五年」を「十八年」に
改め、「補修」の下に「又は当該補

修に附随する移転若しくは整地」
を加え、「八年」を「十年」に改め
る。

第二十三条第一項中「建設工事
の審査」を「工事の審査」に改め、
「土地の造成工事の審査」の下に
「災害復興住宅の建設又は補修
に附随する整地工事の審査」を加
える。

(北海道防寒住宅建設等促進法の
一部(改正))

第二条 北海道防寒住宅建設等促進
法(昭和二十八年法律第六十四号)
の一部を次のように改正する。

第八条の二第二項中「取得しよ
うとする者」を「取得し、若しく
は当該災害復興住宅の建設に附随
してたい積土砂の排除その他の宅
地の整備をしようとする者」に改
め、「災害復興住宅に係るもの」に
ついては二十五年(すえおき期間
を含む)以内、地すべり関連住宅
に係るものについては」を削る。

附則
この法律は、公布の日から施行
し、昭和三十三年七月一日以降に発
生した災害から適用する。

この法律は、公布の日から施行
し、昭和三十三年七月一日以降に発
生した災害から適用する。

昭和三十三年十二月十三日印刷

昭和三十三年十二月十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局